

2010年3月

調布市長  
長友 貴樹 様

飛田給福祉のまちあるき実行委員会	実行委員長	石川 浩
飛田給駅南口まちづくり準備会	会 長	峯岸 伴則
飛田給小学校地区協議会	会 長	亙理 英之
飛田給自治会	会 長	板橋 栄次
西部飛田給自治会	会 長	川内 武雄
鶴島自治会	会 長	杉山 誠治
飛田給第三自治会	会 長	畠山 正勝
西武自治会	会 長	伊勢 功

### 飛田給駅南口まちづくりへの福祉に関する要望

平素より地域のまちづくりにご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

現在、飛田給駅南側の整備計画が具体化しつつあります。飛田給駅北側の整備では、福祉の観点から地元住民の意見を反映していただくのに十分な期間がなく問題点が残り、残念な思いを残しました。今回の南側整備については、前回の轍を踏むことなく、多様な人々の利用を念頭に置き、最大限に安全で使いやすいユニバーサルデザインの精神を生かしたものになることを願って、福祉の視点に特化し、地域住民や障がいをもつ人達と時間をかけて議論を重ねる機会を持ち、きめ細かく検討してきました。その結果をまとめて改めて要望書を提出します。要望事項につきましてはご検討の上、なるべく早期のご回答を頂きたく宜しくお願い致します。

飛田給駅周辺地区がスタジアム建設の際に東京都福祉のあるまちづくりモデル地区指定第一号になったように、そのスタジアムでの国体開催にあわせて再びユニバーサルデザインの先進整備地区となることを願っています。整備は完成してしまえば終わりではありません。継続的に協議を重ね、改良を加えていくことが可能になる場を設け、よりよいまちづくりを実現していくことができるようご尽力いただくことを特に要請致します。

## 1. 導線整備について

駅前広場の整備、鹿島技研内の貫通通路、歩道設置によって車だけでなく歩行者や自転車の流れが変わることが予想されます。地域の方々の安全安心のために地区整備計画の範囲内だけでなく、その周辺の交通体系も考慮した導線整備をお願いします。

### 1) 飛田給駅周辺の導線計画について

- ・ 飛田給駅南口整備を計画するにあたり、調布市として地区周辺からの人、自転車、車の導線についてどのように処理を検討し、策定したか説明をお願いします。

### 2) 鹿島建設技術研究所東側歩道の整備並びに貫通通路を含めた道路構造のバリアフリー化

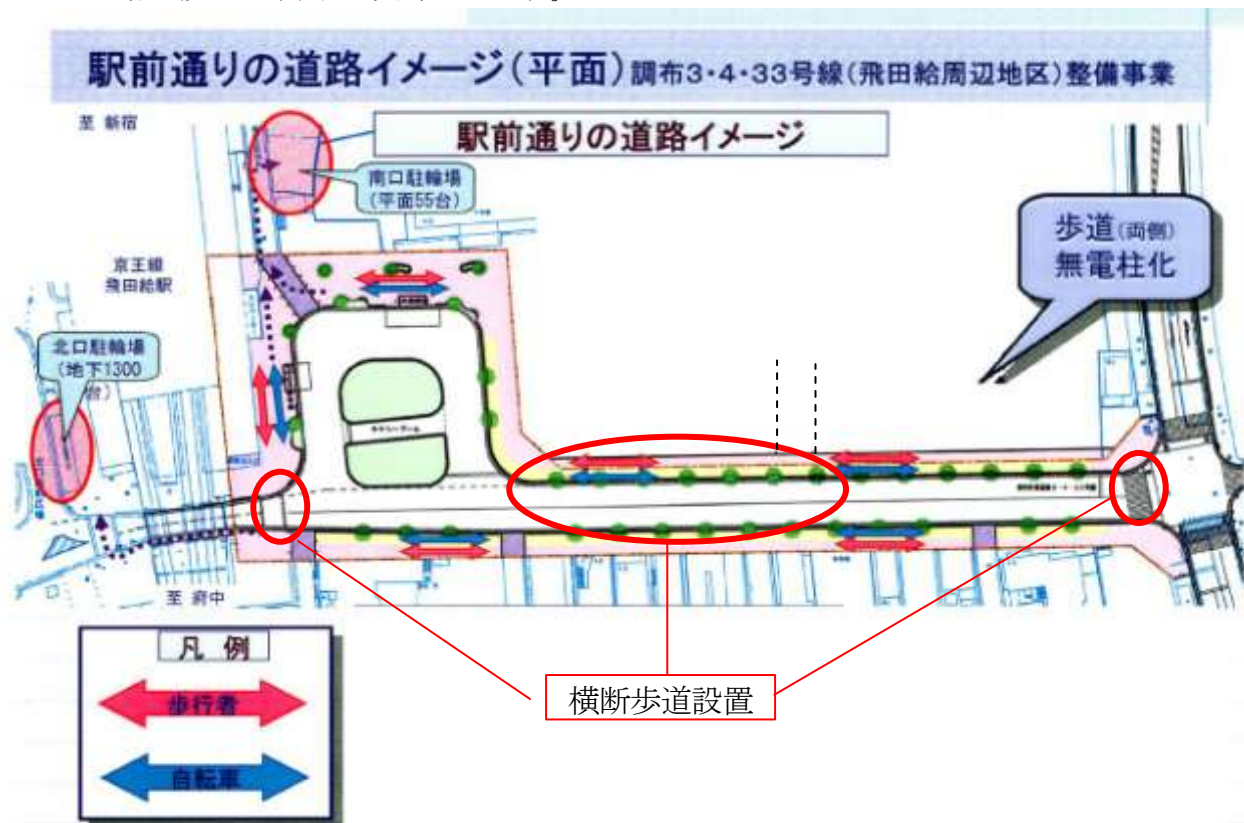
- ・ 飛田給駅周辺地区地区計画において飛田給二丁目交差点から鹿島建設技術研究所の東側を経て南口広場へ抜ける歩道の新設が規定されています。峡下の飛田給3丁目や鹿島技研以東の品川通り沿いの方の多くがこちらのルートを往來することが想定されます。飛田給二丁目交差点の品川通り以南を既設の横断歩道から通行するには、道がクランクしているため、現況でも見通しが悪く、危険な状態になっています。飛田給3丁目から駅前広場への人の導線を体系的に考え、高齢者や障がいをもつ人を始め、住民の安全が確保できるように、車椅子と人や自転車がすれ違える幅（バリアフリー新法のガイドラインに基づく）の歩道について指導・整備をお願いします。



- ・なお昨年提出した提言書でも要望いたしましたが、歩道の舗装については雨天時など特に高齢の方が怪我をすることが多く、滑りにくく、環境にやさしい透水性のあるものにして下さい。

### 3) 横断歩道の設置について

- ・飛田給南口から品川通りまでの道路 調3・4・33道路の横断歩道については南口付近に必要です。これは、駅前から西側へ延びる道路もあり、駅から西側の商店街に行くのにも使われます。北側踏切直近にあるのと同じ、横断歩道のようなものの設置、及び視覚障がいの方のために押しボタン式の音声ガイドの設置を要望します。音声ガイドには、発信機を視覚障がい者側が持ち歩いて普段は鳴らずに近づいた時だけ鳴るような方法もあり、発信機と連動するようにお願いします。
- ・また、品川道の入り口側にも横断歩道が必要でこれには信号及び音声ガイドのあるものを要望します。
- ・以上の二つの間の距離は長いので、駅前広場の南側に希望しているスーパーマーケットやサロンのある東側と西側のにぎやかな商店街へとつながる横断歩道があと一つ、ぜひともお願いします。設置の位置については南口広場の南端か、予定されている東西貫通通路の付近かは意見が割れるところですので、この位置決めについては、話し合い、調整の場を設けて頂くよう要望します。



- ・以上3か所の横断歩道は、道幅が広くなることから、わたる距離が長くなるので、視覚障がいの方のためにエスコートゾーンの設置をお願いいたします。

### 4) 道路構造について

- ・近年、歩行者と自転車による事故が多発しており、近接の品川道でもベルを鳴らしながら歩行者をどかせて駆け抜ける自転車によって怖い思いをすることが多々あります。そのよ

うな体験に基づいて新しくできる調布3・4・33号では、切実な問題として歩行者と自転車の分離の希望が出ています。

深大寺付近の武蔵境通り等の先行事例では、段差もなくカラーを変えただけなので、自転車はどちらも走行していて区分した効果がみられません。飛田給駅南側のこの道は商店に面しているので、歩道上で歩行者が留まることも考えられ、そこに自転車が接触するような事故を回避し、安心して買い物ができる構造が不可欠です。つまり、高齢者や障がいをもつ人、妊婦の方など、だれにとっても最も安全なのは、歩行者が通行する場所と自転車が通行する場所を構造的に分けることです。

「第2回飛田給駅周辺地区街づくり懇談会」で行われた「駅前通りの道路イメージについてのアンケート」の結果でも、植栽で歩道と自転車専用レーンを分けて設置した例が最も支持されています。歩道の幅員を広げるために「停車帯、特に東側の停車帯をなくしてその分を歩道にする」といった工夫も考えられます。

一方で、沿道にある商店での買物や商品の積み下ろしなどの利便性にも配慮する必要があります。地区計画の都市計画原案で「ふれあい商業・業務ゾーン」として位置づけられているこの地域は、「安全性」と「利便性」の両立・調和が求められます。

歩行者と自転車の分離の仕方については、よりよいあり方を今後も住民参加で協議・検討を続けていける場が必要です。地域の実情に合わせ、より「社会的弱者」に配慮した形が実現できるよう、検討結果を実際の設計に反映してください。

- またハード面での整備だけではなく、自転車の通行ルールやマナーについて地域に住む者としても啓発活動をしていきますが、学校等でも積極的な教育活動を行って頂くようお願いいたします。
- ロータリーに入る車両について安全に配慮した道路設計をお願いします。

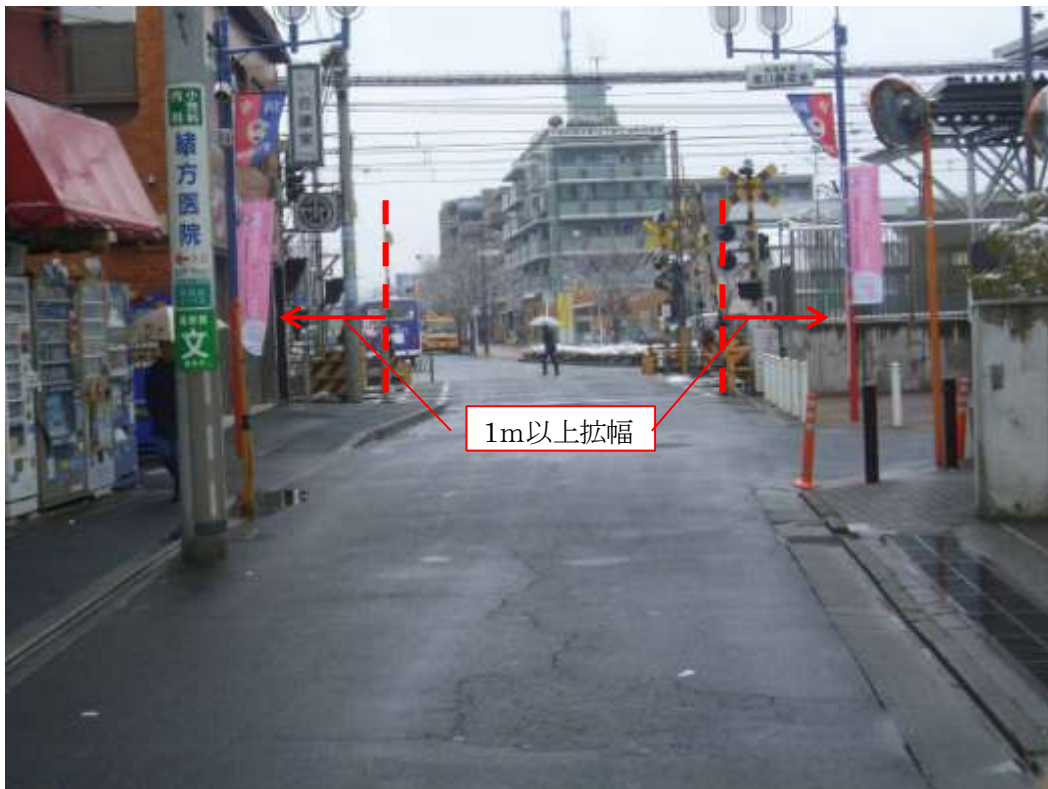
#### 5) 踏切内の歩道幅員の確保について

- 生活の主要な道路として利用される踏切については廃止ではなく、むしろ安全に有効に機能するように整備することが当時の国交省の通達で出されており、北側整備の際に地元と行政との協議により飛田給駅西側踏切存続が合意した経緯があります。現在の踏切は歩道への出入口が1m幅に狭められており、混雑時には北側の歩道に入れない自転車が踏切横断直後に車道にはみ出したり、逆に南側に入れない自転車が対向車を避けるため、踏切内で斜め横断したり、立ち往生したり、人が軌道敷内に降りたりするケースが頻繁に見られ、危険な状態にあります。駅北側整備の時からこの事態は予見され、当初から市に拡幅を要請しましたが、南側が拡がらないうちに拡幅するのは危険だということで、南側整備の際に拡幅を実施することを市が地元の説明していた経緯もあります。当該踏切は子供たちの通学路にも指定されており、南側道路が広がると、危険が増すのは明らかです。



また駅北側には地下駐輪場が整備されており、道路法規に基づく（自転車は車両と同じ左側通行）南口広場から北口広場に行く安全な導線がきちっと確保されていません。下り線ホームについては1m近く調布方面へずらすことも可能と見受けられます。南口広場の整備により、人と自転車の導線の輻輳が見込まれる中、主要な生活道路として車両と人・自転車が安全に通行し、南北施設（駐輪場や生活支援施設、商店街）への移動ができるように、踏切の両側にそれぞれ1m以上の歩道拡幅をお願いします。

- なお踏切問題は地元にとって非常に大事な問題ですので継続協議をお願いします。



## 6) 踏切内の線路の改良について

- ・昨年提出した提言書でも要望いたしました。一昨年、実際に西調布駅近辺の踏み切りで車椅子が踏切内ではまって救助に難航し危うく大惨事になりかけた事件も起こっています。踏み切り部分の線路の隙間に車椅子の車輪がはまらないような方法の検討を重ねてお願いします。

## 2. 施設整備について

飛田給駅周辺地区地区計画においてユニバーサルデザインに配慮した安全で快適なまちづくりを推進することをまちづくりの目標の一つに掲げています。北側整備の際にスタジアムへのアクセスエリアとして当該地区は東京都福祉のあるまちづくりモデル地区第一号に指定を受けました。そのスタジアムで開催される多摩国体に併せ、南口の整備が計画されています。多摩国体では障がい者の大会も併催されると伺っています。飛田給地域をユニバーサルデザインの先進地区として整備されることを願っています。

## 7) 歩道の段差解消について

本項目については昨年度の提言書回答で前向きな回答を頂いています。再掲しますが、引き続きお願いします。

- ・歩道については段差解消、騒音抑制のため道路構造は西調布品川道同様セミフラット形式にしてください。
- ・横断歩道部分などの道路との段差については北側同様段差 1 c m内の設置をお願いします。

## 8) 南口の多機能トイレについて

- ・新設南口広場に爽爽荘や西部地域福祉センターなどの福祉施設を結ぶコミュニティバスのバス停が北口から移転してくる予定です。これらの施設利用者や地域の高齢者、障がいをもつ人々が駅北側のトイレに駅南側から回り込むには現実の移動ルートを考えると大変不便かつ危険な状況です。当事者の目線に立って駅南側にできる民間施設内、もしくは駅南側広場に多機能トイレの設置を最低 1 箇所要望します。

## 9) 視覚障害を持つ人への配慮について

- ・点字ブロックの設置については、『道路の移動等円滑化整備ガイドライン』で「視覚障害者がブロックの設置箇所に初めて踏み込む時の歩行方向に、原則として約 6 0センチの幅で設置する」とあります。つまり沿道の建物などから約 6 0センチ離れた位置に設置するということです。実際に視覚障がい者からも歩道の真ん中ではなく沿道の商店側に設置すると安心できるという意見もうかがっていますが、その場合店舗などから出入りする人とぶつかってしまう可能性もあるため、具体的な設置位置については障がいをもつ人と充分協議の上決定していただくようお願いします。
- ・また弱視の方などが点字ブロックを判別しやすいように、ブロックの両側の舗装面を着色するなど輝度比（コントラスト）を高めてわかりやすくする工夫をしてください。
- ・点字ブロックの上に商品や自転車を置いたままにするということがないように、点字ブロックの必要性やマナーなどについて学校・地域等で積極的に意識の啓発を行って頂くようお願いします。

10) 南北バスルート・タクシー乗り場の標記, 音声ガイドの設置

- ・ 視覚障がい者が、駅からバス・タクシー乗り場、公共施設などへ安全にそして安心して行くことができる目安となるように、改札口でのアナウンスのほか、コンコースの案内ボードへの音声ガイド設置、階段下、エレベーターやエスカレーター乗り場、バス停・タクシー乗り場など必要最小限な箇所に適切に配置された点字ブロックと連動した音声ガイド設置をお願いします。設置に際しては前掲の発信機とのシステム連動を併せてお願いします。
- ・ 音声ガイド設置に際しては、こうしたシステムの導入も含め、音声の音量、音声の鳴る時間帯など域住住民と当事者（視覚障がい者）、行政など設置をする担当者が必ず協議・調整をして設置していただくようにお願いします。

11) バス・タクシー乗り場など公共交通利用にあたってのバリアフリー対策

北口からバス停が移転してくる西路線のコミュニティバスは高齢者や妊婦・小さい子供連れの方、障がいをもつ人も利用しています。またバスルートには地域福祉センターや児童館などの公共施設、爽爽荘などの福祉施設があり、それらへの利用も見込まれます。

- ・ ノンステップバスなどへの乗り降りがしやすいようにバス停部分の歩道の高さは15cmをお願いします。またバスルートの各バス停についても同様な構造となるようお願いいたします。
- ・ 車椅子使用者は歩道から車道に降りてタクシーを利用することが多いのでタクシー乗り場車道面の高さをあげて、歩道と車道の段差を無くすようにお願いします。

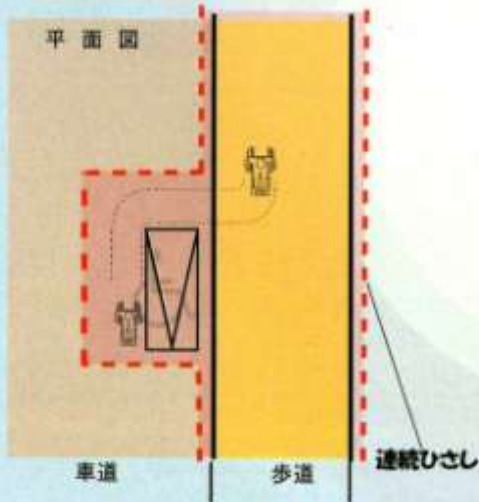


- ・ 傘をさせない車椅子の方や高齢者が駅前広場でバスやタクシー、自家用車に乗る際に雨天の時に傘がさせず、ずぶぬれになるケースが多く見られます。それによって風邪をひくと命にかかわる問題にもなります。バス停・タクシー乗り場・乗用車停車帯に車道部分まで張り出す屋根の設置を要望します。

## 障害者用一般車乗降場



朝霞駅の事例



- 運転席側、トランク部分にも「ひさし」をのぼす
- 雨の日の運転でも濡れない

- ・ 高齢者や妊婦・小さい子供連れの方がバス・タクシーを待っている間、腰掛けたり、荷物が置けるようなベンチの設置をお願いします。

### 12) 商業施設について

- ・ 飛田給駅周辺地区地区計画では、『飛田給駅南側について、既存商店街の活性化を図り、日常生活品を扱う生活密着型の最寄品を中心とした商業・業務ゾーンとし、地域住民が落ち着いて買い物を楽しめる商業・業務空間を形成する。都市計画道路3・4・33号線沿道西側は、都市計画道路の整備と合わせた既存の店舗併用住宅の建て替えや共同化等による土地の有効利用を促進し、商業・業務地区の活性化を図る。沿道東側については、地区のにぎわいの向上や交流を促進するため、駅前広場の整備と合わせて、生活関連支援施設や商業施設、文化交流施設の立地を誘導し、駅南口の商業・業務ゾーンの核となるような商業・業務複合市街地の形成を図る。』とあります。飛田給駅はバリアフリー化が進んで、駅周辺のみならず、コミュニティバス・路線バスを利用する峡下の住宅街や公共施設、福祉施設を利用する高齢者や障がいをもつ人々の利用も多く、交通の結節点における買い回りの店舗が強く望まれており、日常生活に必要な品物が手に入るスーパーマーケットの誘致を希望します。
- ・ また地域住民の中には、子どもも高齢者も障がいをもつ人もおり、利便性だけでなく、だれもが安全に利用できる配慮が必要と考えます。商業施設整備に当たって、民間に委ねるだけでなく、整備助成等の施策を実施することによって、バリアフリー法に定める面積以下の場合でも出入り口の段差解消など、より多くの住民が利用可能な施設となることを希望します。
- ・ 飛田給では北口を整備した際に住み続けたい・商売を続けたい方のほとんどが立ち退かれた経緯があります。南口整備にあたってはすでに賃貸住宅居住者、特に高齢の方々の移転先が問題になっています。駅周辺には空き賃貸住宅が多くみられ、官民連携すればそ



れらへ斡旋できる可能性もあります。

また対面販売のできる商店や飲食店の継続は高齢者や障がいをもつ人にとって安心して利用できる利点がありますが、零細商店や零細大家では限界があり、商業コンサルタントの紹介や公報による募集、商業者への開業費用の助成などの支援策が必要です。官民連携した『ふれあいのあるまちづくり』の展開を希望します。

#### 13) コミュニケーションの場づくり

- ・ 地区整備計画でB地区施設の1階部分は生活関連支援施設設置等に限定されておりますが、交通結節点という性格から、不足している認証保育園設置とともに、妊産婦達が情報交換や授乳、おむつの取替えなどでもできる「子育て支援施設」を、また高齢者や障がいをもつ人達が、気軽に立ち寄れる「休憩室等」を、それぞれ設けられることを切に要望します。この両施設設置により、共働き、核家族化が進んでとかく孤立しがちなこれらの人々に愛される良き「コミュニケーションの場」として大きな役割を果たすものと期待しています。

#### 14) 駐輪場及び駐輪スペース設置について

- ・ 既存店舗でも歩道にまたがって駐輪するため、安全な歩行ができず、車道に下りて通行する事態に陥っています。歩道が広がっても、商店を利用する人が歩道上に駐輪してしまうと安全に歩行できなくなる恐れがあるため、駐輪に関する手立てが必要です。一方で高齢者にとって自転車は大事な交通手段となっています。買い物や飲食にあたって北側駐輪場に駐車することは利用者側にとって非現実的であり、各商店が駐輪スペースを設けるとか、広場や周辺施設内に短時間の駐輪スペースを設けるなど、歩行に差支えが無いような対策をお願いします。
- ・ なお駐輪場設置も踏切幅も不可の場合、北側地下駐輪場に南側から直結する地下道を要望します

#### 15) 街灯の設置について

- ・ 駅前通り及び品川道には商店会で街灯を設置していますが、ほとんどが引っかかることとなります。防犯上からも旧品川道・駅前通りの現状の明るさ確保をお願いします。
- ・ また新設される鹿島敷地内の公園状空地や歩道状空地部分は周辺開発に伴い陰地になる可能性があり、駅前同様の明るさで街灯の設置をお願いします。

#### 16) 南口からのバスについて

- ・ コミュニティバス設置にあたり、当初、飛田給2丁目交差点から峽下へ降りていくルートも検討されましたが、当時、峽下の用地買収が暗礁に乗り上げ見送りとなり、品川通りを通るルートになった経緯があります。峽下の飛田給3丁目の高速道路沿道の住民の方々、特に高齢者・障がいをもつ人にとって坂の上り下りが非常に大変です。コミュニティバスは交通不便地区の解消が目的のはずであり、北口から南口への発着場変更に伴い、路線の見直しについて、各バス停の利用状況を公開するとともに、3丁目の住民との協議の場を持ってもらうようお願いします。  
状況によっては3丁目を通る別の民間バスルートの検討もお願いします。
- ・ なお本件については昨年の提言書でも記載し、既存の利用者の影響を考慮すると難しい旨、回答がありましたが、具体的にどの停留所にどの位利用者があり、変更ルートについてど

のような検討が行われたか、説明をお願いします。

### 3. 意見の反映の場について

バリアフリー新法や東京都ハートビル条例等で駅前広場や歩道、バス乗り場などの整備や点字誘導ブロックの敷設にあたって基準が設けられていますが、整備に当たっては実際に利用する障がいをもつ人・高齢者などの当事者意見の反映や専門家、そして各施設周辺の住民などとの意見調整が欠かせません。

#### 17) 住民の意見を聞く場の設置

- ・市は、「地域ニーズを的確に把握し、市民と市の適切な役割分担を行いながら、市民の主体性に基づく参加と協働のまちづくりを進めていく」と明言しています。現在進められている地区計画変更の都市計画決定手続きにおいても、住民の意見を聞く場として、過去5回懇談会や説明会が開かれましたが、今後は、詳細設計に入る再来年度まで予定されていないと伺っています。道路構造など福祉の視点からも市民の細かな意見は重要であり、詳細設計に入る前の事前説明、意見調整の場の設置をお願いします。

#### 18) 障がいをもつ人・高齢者など関係者の意見を反映する仕組みの設置

- ・地域別街づくり方針（案）では、西部地域の福祉において、「高齢者や障害者などの意見が反映できる仕組みづくりを検討する」とあり、意見交換の機会作りを項目に掲げています。飛田給駅南口街づくり準備会が行ったアンケートにおいても、多くの市民が、地区の道路や歩道といった施設に問題があることを指摘しています。すべての人にとって住みやすいまちづくりのため、障がいをもつ人・高齢者などの当事者や専門家、そして各施設周辺の住民などと意見を調整する場の設置及びそれらの意見を反映する条例制定など意見を反映する仕組みの検討をお願いします。

以上